

平成 28 年 6 月 27 日

お客様各位

総合口座取引規定の一部改定について

空知信用金庫

いつも当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、平成 28 年 1 月 4 日からオンラインシステムを「しんきん共同センター」に移行したことに伴い、総合口座の当座貸越限度額の算出方法が変更となったことから、総合口座取引規定を下記のとおり改定いたしました。

つきましては、改定のお知らせが遅くなったことをお詫び申し上げるとともに、改定内容についてご了承いただきたくお願い申し上げます。

記

総合口座取引規定の改定内容（下線部が改定箇所）

改定前	改定後
<p>6.（当座貸越）</p> <p>（1） 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>（2） 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%（<u>1,000円未満は切捨てます。</u>）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>（3） 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p>	<p>6.（当座貸越）</p> <p>（1） 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。</p> <p>（2） 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の 90%または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>（3） 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p>

以 上